

令和4年度

(令和4年10月～令和5年3月実施分)

監査結果に基づき町長等が講じた措置

令和6年3月

奥多摩町代表監査委員 松永健太郎  
奥多摩町議会選出監査委員 高橋邦男

# 令和4年度後期実施分「監査結果と措置状況等の一覧」

## 1 例月監査

令和5年9月末現在

(1)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所 管 課				
令和4年11月24日	収入①、②について、システム会社からシステムトラブルに至った理由の説明はあったか。システム障害が発生した理由及び再発防止策を含めた今後の対応についてシステム会社に説明を求め次回報告願いたい。	令和5年1月25日まで、システム会社と調整を行ないましたが、これ以上のシステム対応及びシステム変更は困難という結論に至りました。確認に時間を要し、他住宅データとの判別がつかなくなる恐れがあるとのこと。このことから前年度データと次年度データの切離しの確認を追加する方が有利と考え、システム変更は行わないこととしました。	今後の対応につきまして、今回の事象は前年度データと次年度データ移行時に発生したものであるため、新年度移行時には、前年度データとの切離しの確認が必須。 令和5年度のシステム移行については、十分注意をしたため、同エラーは発生していません。	○
令和4年10月支出				
① 公営日向住宅使用料還付金の内容				
② 公営栃久保住宅使用料還付金の内容				
環境整備課				
継続：令和5年1月26日例月出納検査	令和4年10月収支分質問事項である公営日向住宅使用料還付金内容及び公営栃久保住宅使用料還付金内容について、今回、システム会社との調整内容の中間報告を回答されたが、引き続き調整を行い、今後、進展があった際に報告願いたい。			

(2)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価理由 (○・△・×)
監査対象				
件名				
所管課				
令和4年11月24日	本件については契約相手側の弁護士のみが内容の確認を行い契約に至っている。本件のような重要契約については、町の顧問弁護士に内容を確認するなどリーガルチェック (法的な視点での検証) を行うことが必要である。今後、検討願いたい。	【本件に関して、所管課では以下のとおりの回答し、契約書を提示しました。】 町では「循環する森づくり」を目指し、民間企業である野村不動産グループと連携して、地域材の活用をはじめとする林業の振興を図ることを目的とした「地域資源活用事業」の実施に向け、事業対象地である奥多摩町小丹波地内 (大塚山周辺) の町有地における、地上権の設定の対価として、「森をつなぐ合同会社」から地上権設定契約書に基づき、一括払いの地上権代を納入いただきました。なお、本地上権代により、当該対象地における分収林契約解除に伴う立木補償金の精算を立木所有者に対して行いました。 また、地上権代の算出根拠は以下のとおりです。 ・本数 372,727 本×0.7 の3乗 (間伐率) ×1,500 円/本 (単価) ≒191,768,000 円 (うち分収割合 (町 30%・立木所有者 70%) に基づく金額 は、町 57,571,700 円・立木所有者 134,196,300 円) 【以上のとおりですが、当日、契約内容の確認方法を問われ回答したところ、左記の監査結果 (意見) の報告がなされました。所管課といたしましては、類似の案件がありました際には町の顧問弁護士に内容を確認するなどリーガルチェックを行ってまいります。】		○
令和4年10月支出				
一括払いの地上権代内容及び契約書の提示				
企画財政課				

(3)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価 (○・△・×) 理由
監査対象				
件名				
所管課				
令和5年4月27日	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金については、見解の相違とはいえ、財政力の脆弱な当町にとっては大きな痛みを伴うものとなった。これを教訓として再発防止に万全を期すよう、全職員に指導の徹底を図ること。</p>	<p>【本件に関して、所管課では以下のとおり回答しました。】</p> <p>本返還金は、国から交付があった令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、当該年度に町が実施した事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が大幅に減少となった古里診療所への支援事業に充当した当該交付金 5,000,000 円を返還したものです。これは、令和4年5月10日に実施された会計実地検査において、古里診療所支援金の支出に係る支出負担行為何兼支出命令書を令和3年4月に作成し、令和2年度予算から支出を行っていたことに対し、令和2年度の出納整理期間中の処理であるものの令和3年4月に支出負担行為を行ったことから、令和3年度の支出であるとされました。このため、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することは不当であるとされたことから、国・都と協議のうえ返還を行うこととなったものです。</p> <p>なお、本件に関しては、支出に係る伝票処理において不適当な点があったことを指摘されたものですが、特に出納整理期間の支出に係る伝票の処理方法については、改めて全職員へ周知するとともに、貴重な財源を失うことのないよう、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項)の報告がなさ</p>		<p style="text-align: center;">△</p> <p>「予算執行における伝票作成の時期や方法について、内容を確認、見直しを行った上で、事務の見直し内容及び適切な事務の執行について周知、指導を行っている」とあるが更に</p>
令和5年1月支出分				
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金の内容を明示				
企画財政課				

		<p>れました。所管課といたしましては、理事者及び総務課と協議し、今回、事務処理に関係した職員については、厳重に注意するとともに、管理監督を行う課長・係長職に対しては、課長・係長会議で指摘内容の説明を行うとともに、予算執行における伝票作成の時期や方法について、内容を確認、見直しを行ったうえで、令和4年10月14日全職員に対し、事務の見直し内容及び適切な事務の執行について、周知、指導を行っております。以降、予算内示、予算執行等の会議などを通じて、繰り返し周知し、事務の徹底を図っております。】</p>		<p>具体的な事務執行に係るガイドライン等、明確な事務指針を作成すべきである。</p>
--	--	---	--	---

(4)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価理由 (○・△・×)
監査対象				
件名				
所管課				
令和5年3月23日	<p>町長交際費の内容、回答の内訳に記載されている「1月5日庁舎建設委員会正副委員長との会食代12,000円」について、奥多摩町及び町長交際費支出基準との整合性を次回説明願いたい。</p>	<p>【3月の質問に対し、下記①の通り回答しましたところ、左記ご指摘をいただき、4月の例月において②のとおり追加で説明をさせていただきました。】</p> <p>① 町長交際費については、特に弔慰金、緊急的に現金が必要なことから、前渡金にて処理し、常に総務課において最大10万円を現金にて保管している。</p> <p>なお、その保管にあたっては、総務課専用の手持ち金庫(暗号番号あり)を使用し、閉庁時には会計室の金庫にて</p>	<p>左記対応に基づき、適切に執行してまいります。</p>	<p>○</p>
令和5年2月支出分				
町長交際費の内容				
総務課				

		<p>保管している。</p> <p>今回ご質問の町長交際費 52,000 円の伝票は、令和5年1月1日～1月31日までの支出（下記参照）について、起票したものである。</p> <p>なお、町長交際費の支出基準は、別紙のとおりである。</p> <p>ということで、支出状況表と支出基準を提出しております。</p> <p>② 【追加説明】</p> <p>奥多摩町及び町長交際費支出基準は第2条の第1号から第8号までに規定されているとおり、第7号までは祝金、賛助金、見舞金などと詳細に定められているが、それ以外のものについては、第8号の規定にあるとおり、町長がその都度決定し、支出している。</p> <p>今回の1月5日の庁舎建設委員会正副委員長との会食代については、他の自治体の交際費取扱基準の接遇費として「飲食などの接待に要する経費」と定めがあることも参考にし、第8号を適用し支出している。</p> <p>なお、交際費の支出日は令和5年1月5日であるが、実際の会食は令和4年12月22日の庁舎建設委員会最終答申日に行われている。</p> <p>同号を適用し、支出しているものとしては、友好・信頼関係の維持増進が必要な相手方との会食代のほか、お土産代、都議などへのお中元やお歳暮代などがあげられる。</p>		
<p>継続：令和5年4月</p>	<p>町長交際費の内容について、町長交際</p>	<p>町長交際費の基準として、個々のケースを明記すること</p>	<p>左記対応に基づき、</p>	

<p>27 日例月出納検査</p>	<p>費第 8 の基準は、町長がその都度判断するとなっており、町長の判断ですべて決定されるということになり、基準に客観性がない。また、庁舎建設委員会正副委員長との会食に支出することが本当に適切か疑問であり、説明の中にあつた、都議へのお土産と同一に考えるべきではないのではないか。町長交際費であるので、町長の判断で支出されることは理解できるが、今後住民に誤解のないように客観性を持った基準にすべきである。</p>	<p>は現実的に難しいため、第 2 条第 8 号の規定が設けられております。(議長交際費も同様：町長交際費基準を参照している)</p> <p>しかしながら、今回左記のご指摘をいただいたことから、引き続き住民に誤解のないように、個々の事案に対しその支出にあつては目的及び社会通念上儀礼の範囲かどうか常に配慮し、精査したうえで執行してまいります。</p>	<p>適切に執行してまいります。</p>	
-------------------	---	---	----------------------	--